

労保連労働災害保険のご案内(この保険は労働保険事務組合に委託している事業場が対象です。)

労保連労働災害保険とは

労働災害に伴う補償は、国の労働者災害補償保険法(以下「労災保険」といいます。)により公的な補償が行われていますが、昨今はそれ以外に事業主に対して、何らかの上積み補償が求められるケースもみられます。

このようなことに対応するため、労働者に対する労災保険の上乗せ補償の費用を担保することを目的とし、委託事業場の労働福祉に寄与するために設けられたのが、労保連労働災害保険(労災保険の上乗せ補償制度)です。

労保連労働災害保険は、労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償いたします。

契約に際しては重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)をご理解の上、ご契約ください。

保険料について

労保連労働災害保険の保険料は、業種及び賃金総額により算出されます。

なお、ご連絡いただければ、保険料の見積りをいたします。

補償について

保険金は、被災労働者の給付基礎日額をもとに算出され、休業・障害・死亡に対して補償されます。

- 休業保険金…労災保険と併せて 100%の収入を補償
- 障害保険金…障害等級1級から 14 級まで補償
- 死亡保険金…給付基礎日額をもとに最高 2,000 日分を補償(2口加入の場合)
- 死亡弔慰金…死亡保険金が支払われた場合には死亡保険金とは別に一律 30 万円が支払われます。

手続きについて

事業主が労保連労働災害保険に加入するときは、申込書に保険料を添えて事務組合に提出するだけで済みます。

また、保険料の計算は労災保険料の計算に準じているので簡単です。

お支払いについて

労災保険での支給決定に基づき、保険金請求書等が全国労保連に到着した日の翌日から起算して原則 30 日以内に保険金を指定の金融機関等の口座に支払います。

事業主のメリット

非課税

事業主が負担する保険料は、個人事業主の場合は必要経費として、法人事業主の場合は損金算入が認められています。また、支払われる保険金は課税所得となりません。

保険料の割引

3年以上継続加入し、直近3年間に発生した労災事故による保険金請求がなく、当該年度の支払い保険料が 10 万円以上の事業場については、翌保険年度から、保険料の割引を行います。(メリット制度)

特別加入者

労災保険に特別加入している事業主も加入できます。

建設業の方のメリット

経営事項審査

労保連労働災害保険は、公共工事入札のための経営事項審査において加点されるための要件を満たしております。(この場合、保険料のもととなる賃金総額は、請負金額に労務比率を乗じて算出します。)

なお、経営事項審査の際に必要な加入証明書は、隨時発行していますのでお申し出下さい。

下請け事業担保特約

貴社が元請から下請けした工事(下請事業)に係る労災事故については、元請の事業主が下請け工事現場を包括して労保連労働災害保険に加入していないと、労保連労働災害保険の補償が受けられませんが、貴社が元請から下請けした工事のすべてを一括して、「下請事業担保特約」に加入することにより、労保連労働災害保険の補償が受けられるようになります。
なお、加入方法は、通常の契約と若干異なりますので、詳細につきましては別途お問い合わせ下さい。

労保連労働災害保険普通保険の型・保険金内容

死亡・障害・休業を保障する総合型のAタイプ、死亡・障害を保障するBタイプの2種類です。

保険金は契約内容に応じて、給付基礎日額を基にこの表の日数分が支払われます。

保険の型	脳心疾患等	脳心疾患等の「補償あり」又は「補償なし」を選択																	
		A型									B型								
		基本補償(1口)			倍額補償(2口)			高額補償(3口)			基本補償(1口)			倍額補償(2口)			高額補償(3口)		
障害保険金	休業保険金	あり(給付基礎日額の2/10×休業日数)									なし								
	1級	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	1800日	2400日	3000日	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	1800日	2400日	3000日
	2級	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	1800日	2400日	3000日	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	1800日	2400日	3000日
	3級	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	1800日	2400日	3000日	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	1800日	2400日	3000日
	4級	480日	640日	800日	960日	1280日	1600日	1440日	1920日	2400日	480日	640日	800日	960日	1280日	1600日	1440日	1920日	2400日
	5級	420日	560日	700日	840日	1120日	1400日	1260日	1680日	2100日	420日	560日	700日	840日	1120日	1400日	1260日	1680日	2100日
	6級	360日	480日	600日	720日	960日	1200日	1080日	1440日	1800日	360日	480日	600日	720日	960日	1200日	1080日	1440日	1800日
	7級	300日	400日	500日	600日	800日	1000日	900日	1200日	1500日	300日	400日	500日	600日	800日	1000日	900日	1200日	1500日
	8級	240日	320日	400日	480日	640日	800日	720日	960日	1200日	240日	320日	400日	480日	640日	800日	720日	960日	1200日
	9級	180日	240日	300日	360日	480日	600日	540日	720日	900日	180日	240日	300日	360日	480日	600日	540日	720日	900日
	10級	120日	160日	200日	240日	320日	400日	360日	480日	600日	120日	160日	200日	240日	320日	400日	360日	480日	600日
	11級	60日	80日	100日	120日	160日	200日	180日	240日	300日	60日	80日	100日	120日	160日	200日	180日	240日	300日
	12級	30日	40日	50日	60日	80日	100日	90日	120日	150日	30日	40日	50日	60日	80日	100日	90日	120日	150日
	13級	18日	24日	30日	36日	48日	60日	54日	72日	90日	18日	24日	30日	36日	48日	60日	54日	72日	90日
	14級	12日	16日	20日	24日	32日	40日	36日	48日	60日	12日	16日	20日	24日	32日	40日	36日	48日	60日
死亡保険金	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	1800日	2400日	3000日	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	1800日	2400日	3000日	
死亡弔慰金	一律30万円(2口及び3口の場合も同様)																		

※掛金は、労働保険料と同様にご契約時期により2回又は3回に分けての納付も可能です。

保険の詳しい内容はパンフレット又は簡易版リーフレットをご覧ください。



労保連労働災害保険リーフレット



労保連労働災害保険簡易版リーフレット

お問い合わせ

(公社)広島県労働基準協会本部

電話 082-221-0725

又は

(一社)全国労働保険事務組合連合会広島支部

電話 082-228-9158